

平成 2 2 年度

川崎市交通局上平間営業所管理委託評価報告書

平成 2 3 年 3 月

川崎市交通局上平間営業所の管理委託に係る評価委員会

目 次

管理の受委託の概要	
1	経過 1
2	意義 1
3	現状 1
評価委員会の設置目的 1	
評価指標の設定について 2	
評価の内容について	
1	評価対象期間 2
2	評価期間 2
3	評価項目 2
4	評価方法 2
評価結果について	
1	安全運行に関する評価 5
2	サービス水準の確保・向上に関する評価 5
3	経済性に関する評価 6
4	評価結果のまとめ 7
今後について 7	
川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会設置要綱 8	
川崎市交通局上平間営業所管理委託に係る評価委員会 委員名簿 9	
評価委員会経過 10	
資料	
1	評価委員会委員が実施した添乗調査の結果 13
2	有責事故発生件数 17
3	お客様アンケート調査結果 18
4	軽油の燃費比較 19
5	運行ミスの発生状況 20
6	第1回川崎市バス運転技能コンクール実施結果 21

管理の受委託の概要

1 経過

川崎市においては、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年間で集中改革期間とする「川崎市バス事業ニュー・ステージプラン」に基づき、川崎市バス事業のなご一層の経営改善を図り、自立した経営を可能とする財務体質の確立を目指してきた。その一つの方法として、道路運送法第35条及び国土交通省自動車交通局長通達「一般乗合旅客自動車事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」に基づき、上平間営業所の業務について平成19年4月からその一部を、平成20年4月からその全部の委託を開始したものである。

時 期	路線数	委託キロ数	委託車両数
H.19.4.1	4 路線 (26 路線)	33.17 km (197.32 km)	3 3 両 (319 両)
H.20.4.1	9 路線 (26 路線)	78.10 km (198.99 km)	7 2 両 (319 両)
H.21.4.1	9 路線 (29 路線)	78.10 km (198.99 km)	7 2 両 (319 両)

路線数の（ ）内は全路線数

委託キロ数の（ ）内は認可キロ数

委託車両数の（ ）内は在籍乗合バス車両数

2 意義

管理の受委託とは、川崎市が市バス事業の経営の全てを川崎市の名義で行い、第三者に対する経営上の責任を川崎市が負担しつつ、その営業所の管理を民間バス事業者に委託するものである。

受託事業者は、市バスの車両、営業所施設、バス停留所施設等を使用し、現行の市バス運賃制度を用いて運行業務を行うことになる。

また、民営バス事業者のノウハウや低コスト水準を導入することにより運行サービス水準の維持・向上を図りながら、市バス事業におけるコスト削減を図るものである。

3 現状

営業所	受託事業者	受委託の期間
上平間営業所	川崎鶴見臨港バス(株) (平成22年3月31日まで 臨港グリーンバス(株))	平成19年4月1日～平成24年3月31日

路線数	全路線数	委託キロ数	認可キロ数	委託車両数	在籍乗合バス 車 両 数
9 路線	3 0 路線	78.10 km	199.77 km	7 2 両	3 2 4 両

(平成22年4月)

評価委員会の設置目的

上述した市バス上平間営業所の管理の受委託について、安全運行、サービス水準の確保・向上などの観点から、受託事業者の事業運営について評価を行うため、平成21年8月に川崎市交通局上平間営業所の管理委託に係る評価委員会を設置した。

評価指標の設定について

評価にあたっては、コスト削減効果のみでなく、安全で快適なお客様サービスの提供が十分確保されているかを検証・評価するため、次の3つの観点を大きな柱とする評価指標を設定した。

- ・ 「安全運行」
- ・ 「サービス水準の確保・向上」
- ・ 「経済性」

評価の内容について

1 評価対象期間

原則として、平成21年度とする。具体的には、平成21年度における各種データを用いた。ただし、情報及びデータが入手可能な場合には、直近の状況を反映させた。また、実地調査(下記に詳述する)を加えて評価を行った。

2 評価期間

平成22年度の評価委員会は平成22年7月27日に第1回を開催し、平成23年2月21日までに計5回開催した。

3 評価項目

市バス事業に求められる「安全運行」、お客様サービスの維持・向上のための「サービス水準の確保・向上」、コスト削減等に関わる「経済性」を3本柱として、評価項目を設定した。

「安全運行」に関する評価を重視するため、項目の一つを営業所の管理運営全般にわたる営業所管理業務の実施状況から乗務記録の管理や点呼執行等の運行管理業務の実施状況に見直しを行った。

分類	項目	
安全運行	安全性	運転技術
		整備管理業務の実施状況
		運行管理業務の実施状況
	安全管理体制	事故発生時・緊急時の体制
	教育・研修	教育及び研修の実施状況
サービス水準の確保・向上	サービス水準の確保	サービス提供状況
	サービス水準の向上	サービス水準向上のための取組み
経済性	財政効果	委託費用
		経営改善の状況
		環境への配慮
	経営の安定性	経営指標の変化

4 評価方法

(1) 各種データや資料に基づく調査

次の項目について、各種の既往データや資料により、委託業務の実施状況を把握した。

・ 事故発生状況	・ 緊急時の対応状況
・ 事故対応状況	・ 教育・研修の実施状況
・ 車両整備状況	・ 委託料
・ 路上故障発生状況	・ 営業成績
・ お客様アンケート調査結果	・ 燃費
・ 添乗調査集計結果	・ 光熱水使用量の状況
・ 苦情受付・処理状況	・ 受託者の経営状況

(2) 委員会による実地調査

各種データを補完するために、次の2種類の実地調査を行った。

添乗調査

ア 目的

評価委員が営業車両への添乗調査を覆面で行い、安全運行及びサービスの状況を直接把握して評価を行う。

イ 実施方法

(ア) 実施時期

平成22年8月10日～9月27日

(イ) 調査対象

委託営業所の担当路線を評価委員が無作為に抽出し、任意に乗車して実施。

(ウ) 調査項目

車内アナウンス、安全対策、アイドリングストップを中心にチェックを行なった。

営業所視察

ア 目的

営業所における運行管理、整備管理等の実施状況を視察するとともに、営業所の安全確保やサービス向上に関する取組み状況等を受託事業者にヒアリングして評価を行う。

イ 実施方法

(ア) 実施日

平成22年12月1日

(イ) 視察項目

点呼状況、掲示物等の整理状況、整備工場の整理状況

(ウ) ヒアリング

営業所長及び所員

〔整備工場の視察の様子〕



〔ヒアリングの様子〕



(3) 委員会による意見交換と合議

次の評価シートに基づき、評価委員全員による合議で、「優れている」「適正である」「改善を要す」「×問題がある」の4段階の区分で評価した。

分類	項 目		細目（評価の視点）	項目評価	全体評価
安全運行	安全性	運転技術	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な走行がなされているか ・事故発生状況 ・お客様が安心して快適に乗車できる走行がなされているか ・発進前の着席確認が実施されているか 		
		整備管理業務の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交通局が指定する整備がなされているか ・路上故障の発生状況 		
		運行管理業務の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に業務がなされているか 		
	安全管理体制	事故発生時・緊急時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡・処理は適正に実施されているか ・緊急時等に備え訓練は実施されているか 		
	教育・研修	教育及び研修の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な教育・研修の実施 ・事故惹起者や苦情対象者への指導が適正か 		
サービス水準の確保・向上	サービス水準の確保	サービス提供状況	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ダイヤが守られているか ・接客サービスが適正になされているか ・車内アナウンスが確実に実施されているか ・苦情処理は適正に実施されているか 		
	サービス水準の向上	サービス水準向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の向上のための具体的な取組みがなされているか ・サービス水準の向上のための効果的な研修・教育が実施されているか 		
経済性	財政効果	委託費用	委託費は適正か		
		経営改善の状況	経営改善の状況はどうか		
		環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・燃費向上に対する取組みの状況はどうか ・光熱水費等の節減に対する取組みはどうか 		
	経営の安定性	経営指標の変化	経営状況は安定しているか		

評価結果について

1 安全運行に関する評価

(1) 評価結果

項目	評価	昨年度の評価
安全性		
安全管理体制		
教育・研修		
全体評価		

(評価の区分) 優れている 適正である 改善を要す ×問題がある

(2) 評価コメント

運行管理業務の実施状況、整備管理業務の実施状況、事故発生時や緊急時等の安全管理体制について、いずれも「適正である」であった。

なお安全性に関連して、市バス全体の有責事故件数が前年度と比較して増加しているのに対し、上平間営業所の有責事故件数は1件減少し、若干の改善が図られているものの、前年度と同様に駅前広場において停止車両に接触する事故を発生させており、また、店舗の庇やシャッターなどの停止物に接触したりと非常に単純なミスに因る事故が多く見受けられた。これらはいずれも重大なものではなかったとはいえ、安全な運行を確保するうえで留意すべき点である。また、同一乗務員が事故を繰り返すケースが複数発生しており、指導の効果が十分に表れていないと言わざるを得ない。これらの点から、より一層安全に配慮した丁寧で慎重な運転の実施及びその指導が必要と考える。

今年度、評価委員会委員が行った添乗調査の結果では、昨年度指摘した発進前の着席確認については改善が見られたものの、発進時のお客様に対するアナウンスの徹底など、お客様の安全確保に対する配慮には、まだまだ改善の余地がある。

しかし、お客様アンケート(平成21年度実施)の結果によると、安全運転に関するお客様の満足度は4営業所中トップであり、今後も引き続き、お客様の安全を第一に考え、営業所一丸となり、全ての乗務員が安全運行に努めるよう望む。

教育・研修に関しては、一応実施はされているが、必ずしもその効果が十分であるかについて疑義がある事例が平成22年度において生じた。特に道路交通法に違反する事例が見られたことに関しては、公共交通事業者として適正化されなければならない。また、運行ミス発生の際、乗務員が本来報告すべき事項を運行管理者に報告せず、発生後の対応がきちんとなされていない例が目立つ。これらを教育・研修により無くし、適切な運行管理体制を維持できるよう改善する必要がある。

2 サービス水準の確保・向上に関する評価

(1) 評価結果

項目	評価	昨年度の評価
サービス水準の確保		
サービス水準の向上		
全体評価		

(評価の区分) 優れている 適正である 改善を要す ×問題がある

(2) 評価コメント

安定的なダイヤ運行、苦情への対応状況、サービス水準向上のための具体的な取組みについて、いずれも「適正である」であった。

前年度と同様に、バス車内及び車外の清掃について、お客様への快適な乗車環境の提供を目的として、バス車両のガラス雨だれ痕の除去作業や独自の害虫駆除対策を行うなど、委託者から指示された以外の対策をも講じている点は、サービス水準の向上に積極的に努めていると評価できる。

また、5月から7月に「マイク放送ハッキリ運動」と題し、車内アナウンス「4つの言葉」の再徹底、8月から10月に「パツとハッキリ運動」と題し、停留所への乗換案内表示の掲出、11月から2月に「さわやかバスストップ運動」と題し、バスターミナル・停留所の清掃、3月には「さわやか服装運動」と題し、点呼執行時の服装チェックを実施するなど、お客様サービスに関してテーマを決め、一定の項目について一定の期間、重点的に取り組むということを行っている。このような取組み方法はお客様サービスという観点からは、直営営業所においても参考とすべきものの一つである。

一方、評価委員会委員が今回行った添乗調査の結果と前回行った添乗調査の結果とを比較すると、明らかにアナウンスの実施状況が悪化している。乗務員個人の資質により、実施状況に差があるというのが実態であるのであろうが、他の事業者を見習い、サービス水準を高いレベルで安定的に供給できるよう、乗務員の教育・指導に関する更なる取組みが重要である。

3 経済性に関する評価

(1) 評価結果

項目	評価	昨年度の評価
財政効果		
経営の安定性		
全体評価		

(評価の区分) 優れている 適正である 改善を要す ×問題がある

(2) 評価コメント

委託費用、経営改善の状況について、「優れている」であり、その他については「適正である」であった。なお、受委託の実施により、平成21年度は約4.5億円の経費節減効果を生み、さらに局全体で取り組んだ光熱水使用量の削減努力により、直営営業所においては削減は見られないものの、上平間営業所においては電気・水道・灯油の使用量が減少し、また、エコドライブの取組みにより車両の燃費の向上も図られた。ガス使用量については前年度と比較し、増加しているが、これは前年度中に一時期食堂が営業を休止していたことがあったため、前年度の使用量が通常より少なかったものと考えられ、平成21年度の使用量が元来の使用量であると推察できることから、今後の使用量の推移を注視していく必要がある。

また、受託事業者及びその属する企業集団の財務データを分析したところ、現時点(平成22年3月末時点)において受託事業者の経営安定性について、特に問題となる事項は無いものと評価した。

4 評価結果のまとめ

「安全運行」「サービス水準の確保・向上」「経済性」の観点から検証した結果、「安全運行」及び「サービス水準の確保・向上」は概ね適正に行われていると評価できる。また、「経済性」については、受委託の効果として財政効果を発揮するとともに、受託事業者においては受委託を安定的に実施できる「経営の安定性」が確保されていると評価できる。

しかし、受託事業者においては、昨年度の評価の際に指摘を行った発進前の着席確認の実施については、改善が図られているものの、発進時のお客様に対するアナウンスの実施が徹底されていないことなどから、お客様の安全を最重要視した乗務員の指導・教育を交通局と連携し、実施することが望ましい。

教育・研修に関して様々なテーマにより取組みを図ってはいるが、その効果が必ずしも十分かどうかは平成22年度に発生した経路誤りやその対応を見ると疑義があると言わざるを得ない。特に道路交通法に違反する事例が見られたことに関しては、公共交通事業者として適正化されなければならない。また、運行ミスが発生させた際、乗務員が本来すべき報告を怠り、運行管理者の指示を受けず自己の判断により運行を継続させるという事例も目立った。これらは教育・研修の充実により適切な運行管理体制を維持できるよう改善に努める必要がある。

また、お客様に対するサービス水準を高いレベルで安定的に供給することができるよう、乗務員の指導・教育の一層の充実を図りたい。

受託事業者においては、これらの評価結果を基に継続的な改善に努め、より安全で快適なバスサービスの提供に努める必要がある。

今後について

本報告書の対象は、平成21年度の受委託に関する評価である。

しかしながら、上平間営業所では平成22年5月から平成23年1月末までに18件の経路誤りを発生させている。また、市バス全体では平成22年5月から平成23年1月末までに60件を超える経路誤り及びその他の運行ミスが発生させている。そのため受託事業者も参加し、市バス一丸となり信頼回復緊急本部会議を組織し、連携して不祥事の撲滅とお客様の信頼回復に努めている。なかでも、街頭指導の実施やスタッフのサイズの大型化など受託事業者として独自の取組みをいち早く実施したことは評価に値する。その後、直営営業所においても対策の一つとして、この街頭指導を取入れている。

また、平成22年度に初めて交通局で開催した運転技能コンクールにおいては、上平間営業所が営業所別成績で1位になるなど、運転技術の面では優秀な乗務員の存在も評価できる。

しかし、平成22年度に多発した運行ミスに関しては、他のバス事業者や過去の記録と単純に比較できるものではないが、発生後の乗務員及び運行管理者の対応に適切さを欠く事例が散見されている点は、適切な運行管理体制を維持していく点からも改善される必要があり、そのために受託事業者はより一層の指導・教育の充実を図る必要がある。

なお、本委員会による評価は、今後も評価項目及び評価方法について改善を重ねつつ、継続して行っていく必要がある。今後は安定的なダイヤ運行を評価の対象とした評価方法を検討する必要があると考える。

交通局は、今回の評価結果を受託者に通知し、改善すべき事項が速やかに改善されるよう要請し、その確実な実行を確認するとともに、受託事業者との連携を図り、平成22年度に運行ミス等の多発により失いかけたお客様からの信頼を取り戻すべく、市バス事業の運行サービス水準のより一層の向上に努める必要がある。

川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市バス営業所の管理委託について、その実施状況を的確に把握し、安全運行、サービス水準の確保・向上などの観点から受託事業者の事業運営について、評価を行うため、川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 管理委託業務の実施状況についての評価
- (2) 管理委託業務に関する改善事項等の提言
- (3) その他上記各号に付随する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、市民の代表など10名以内の委員をもって組織し、交通局長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名する委員とする。
- 3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、原則公開とする。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は交通局自動車部管理課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会は、交通局長が招集する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

川崎市交通局上平間営業所管理委託に係る評価委員会 委員名簿

役職	氏 名	職 名 等	選出区分
委員長	オオタ カズヒロ 太田 和博	専修大学商学部教授	学識経験者
副委員長	スズキ フミヒコ 鈴木 文彦	交通ジャーナリスト	
委員	ナカムラ フミヒコ 中村 文彦	横浜国立大学大学院教授	
委員	ノガミ ノブヤス 野上 信泰	公認会計士	
委員	オサダ ハツノ 長田 はつの	川崎市地域女性連絡協議会 理事	利用者代表
委員	ナカハラ タカコ 中原 和子	幸区町内会連合会（大宮町町内会副会長）	
委員	マツノ ジュンイチ 松野 順一	幸区町内会連合会 常任理事	
委員	モリヤス ツネコ 守安 経子	中原区町内会婦人部連絡協議会 副会長	

（平成23年2月現在・敬称略）

評価委員会経過

日程	内容
平成22年7月27日(火)	第1回委員会
	委員会開催日程(案)の検討 評価方法・項目(案)の検討
平成22年9月2日(木)	第2回委員会
	営業所の概要説明 評価の実施
平成22年10月15日(金)	第3回委員会
	評価の実施
平成22年12月1日(水)	第4回委員会
	営業所の視察
	受託者との面談
	評価の実施 評価の総括
平成23年2月21日(月)	第5回委員会
	報告書(案)の検討 報告書のとりまとめ

資 料

- 1 評価委員会委員が実施した添乗調査の結果
- 2 有責事故発生件数
- 3 お客様アンケート調査結果
- 4 軽油の燃費比較
- 5 運行ミスの発生状況
- 6 第1回川崎市バス運転技能コンクール実施結果

1 評価委員会委員が実施した添乗調査の結果

調査期間 平成 21 年度 11 月 20 日～12 月 11 日

平成 22 年度 8 月 10 日～9 月 27 日

調査員数 平成 21 年度 6 名

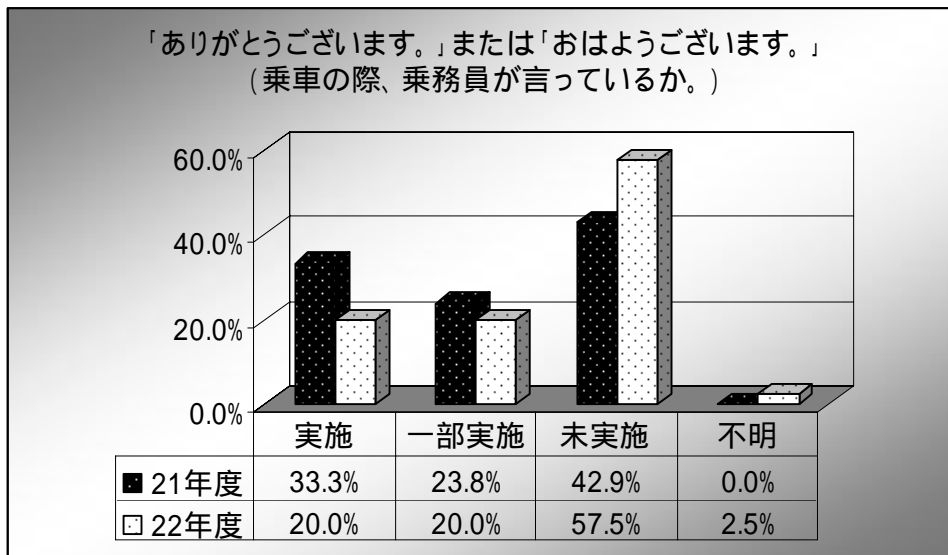
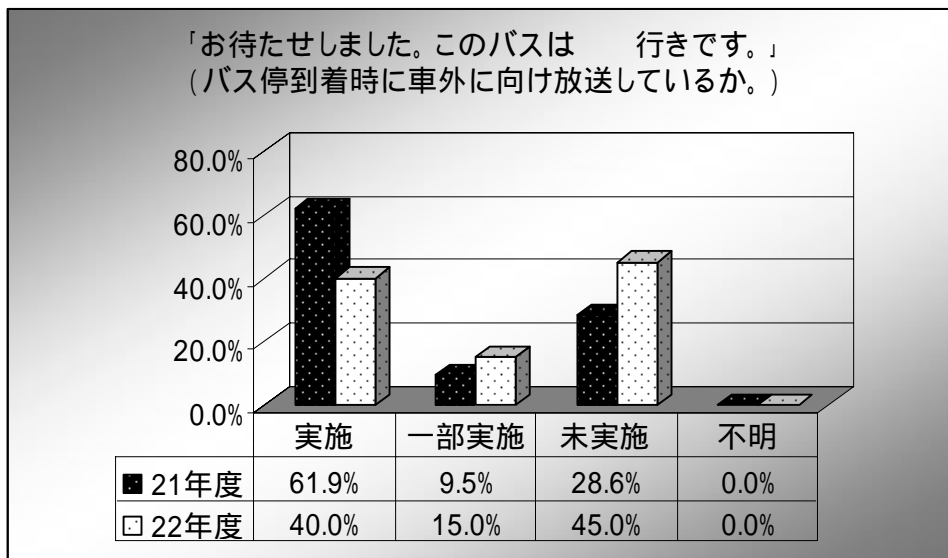
平成 22 年度 4 名

調査件数 平成 21 年度 21 件 (16 件)

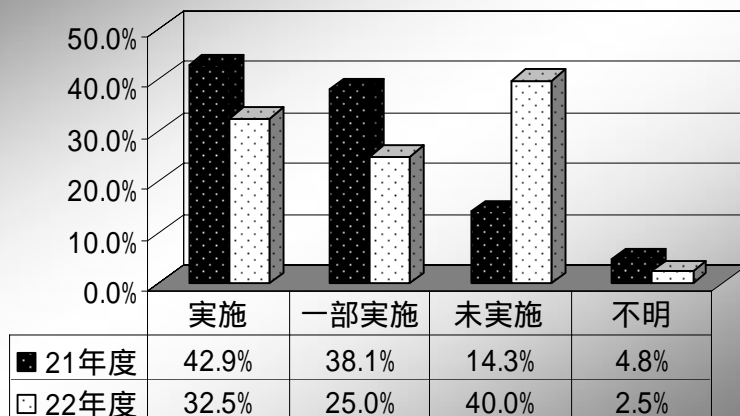
平成 22 年度 40 件 (36 件)

() 内はアイドリングストップについての調査件数

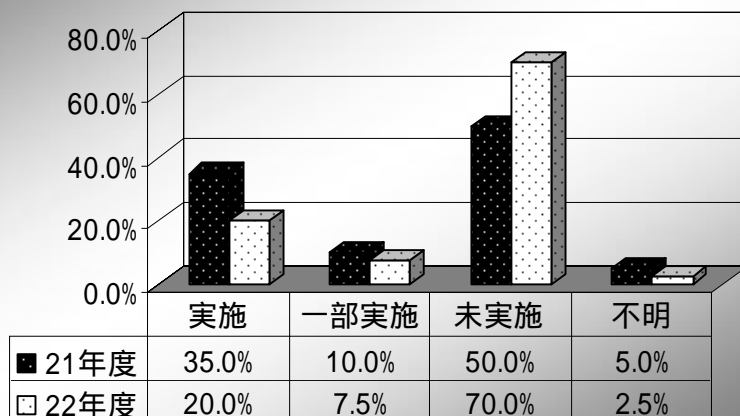
アナウンス



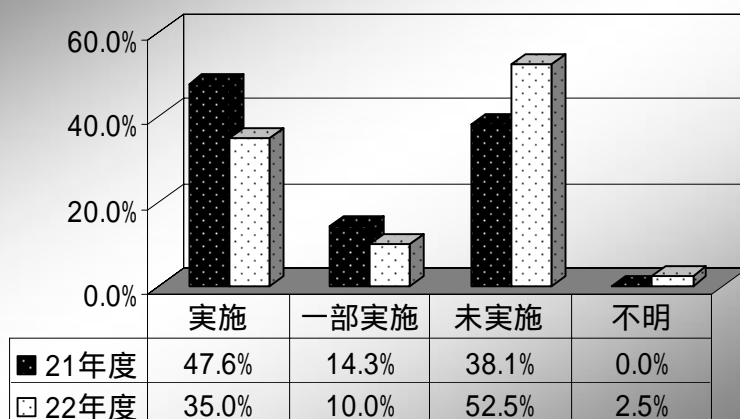
「発車します。おつかまりください。」
(扉を閉め、発車する際、乗務員が言っているか。)



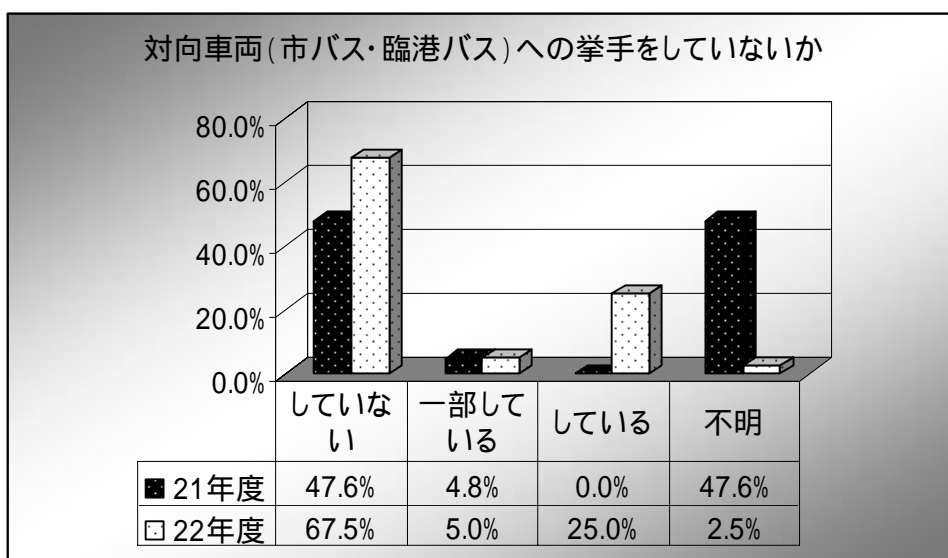
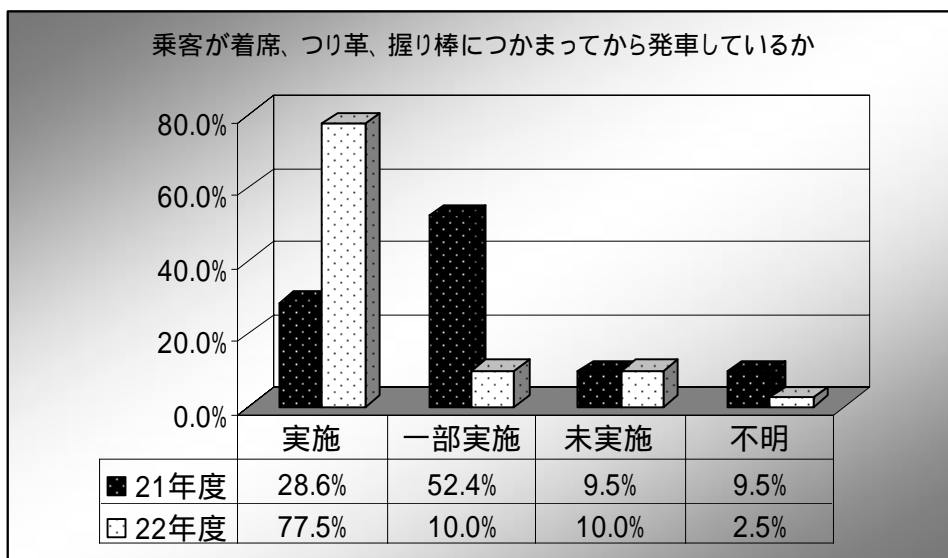
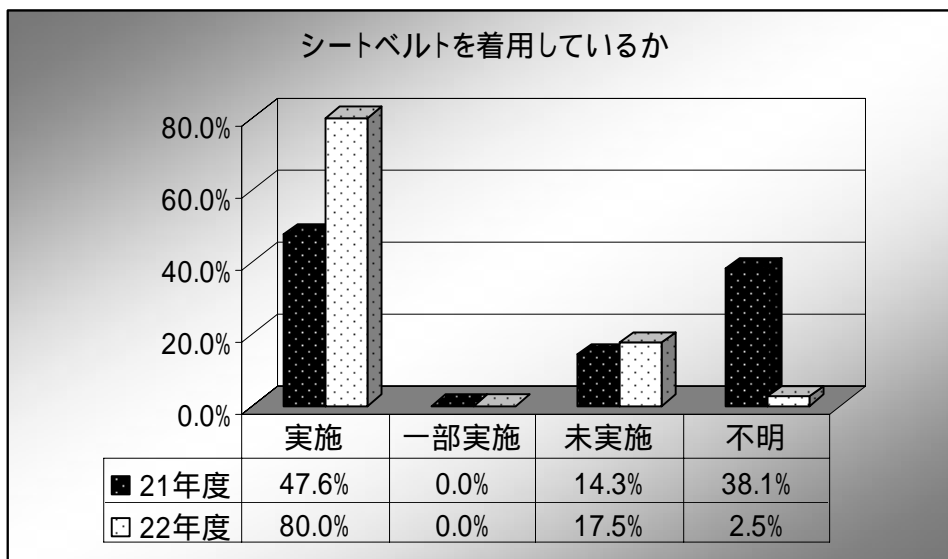
「はい、次とまります。」
(降車ボタンが押されたときに乗務員が言っているか。)



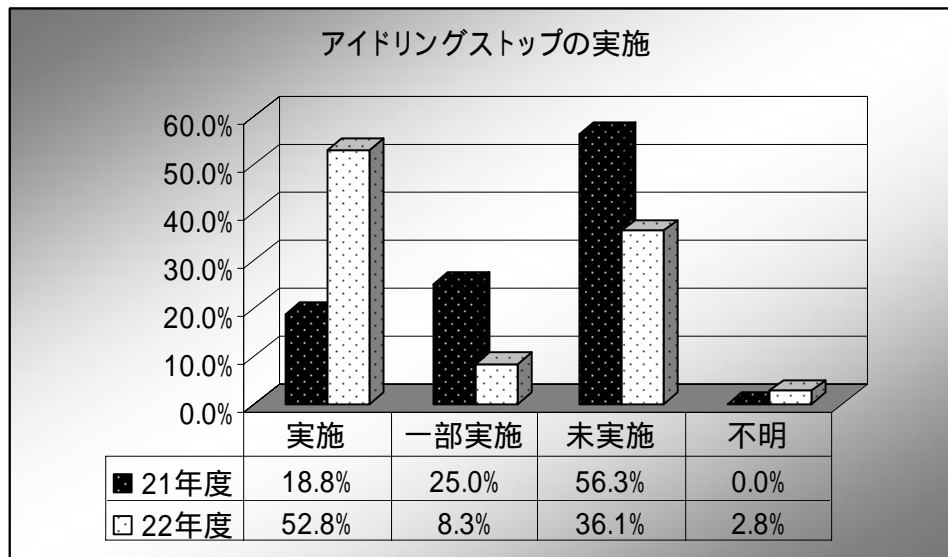
「ご乗車(ご利用)ありがとうございました。」
(降車の際、乗務員が言っているか。)



安全対策



アイドリングストップ

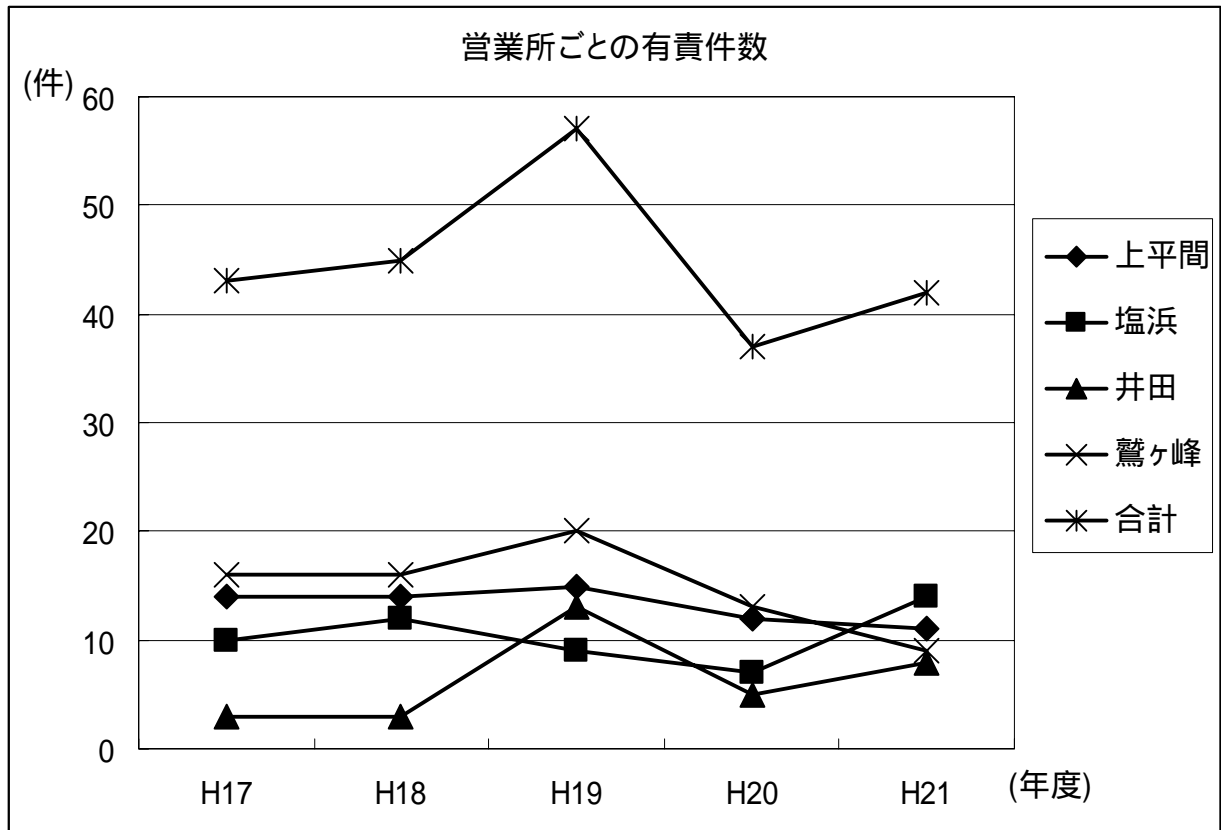


気付いた点

- ・ 乗換え場所を親切に教えてくれた。
- ・ 声が小さく、かろうじて聞き取れた。
- ・ 発車の際、「発車します。」のみで、「おつかまりください。」と言っていない。
- ・ 若い人が乗車したときに、着席を待たず、すぐ発車した。
- ・ 降車の際、バス停名のアナウンスだけで、「ご乗車ありがとうございました。」と言っていない。
- ・ 前回の添乗調査では良い運転手もいたが、今回は最悪。再指導が必要。
- ・ 初めは声が小さく良く聞こえなかったが、途中からはっきり聞こえるようになった。

2 有責事故発生件数

過去5年間の営業所別事故発生件数



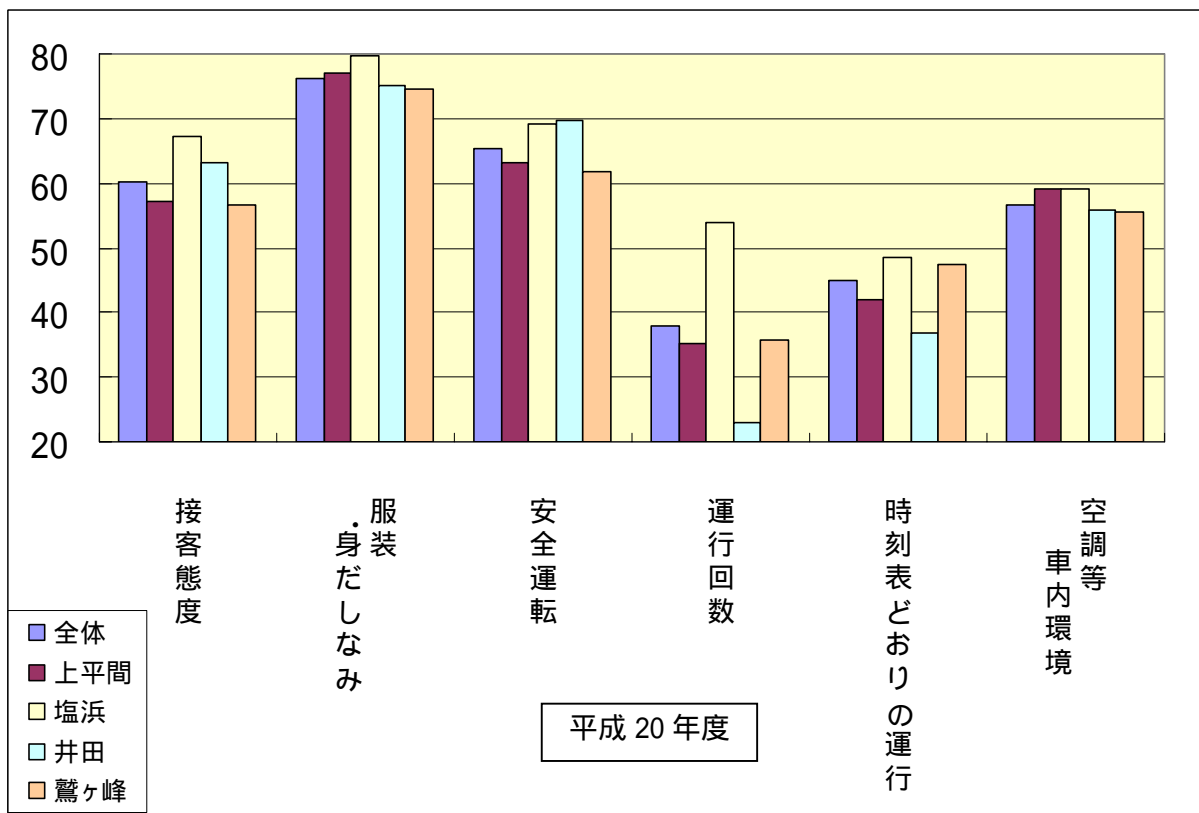
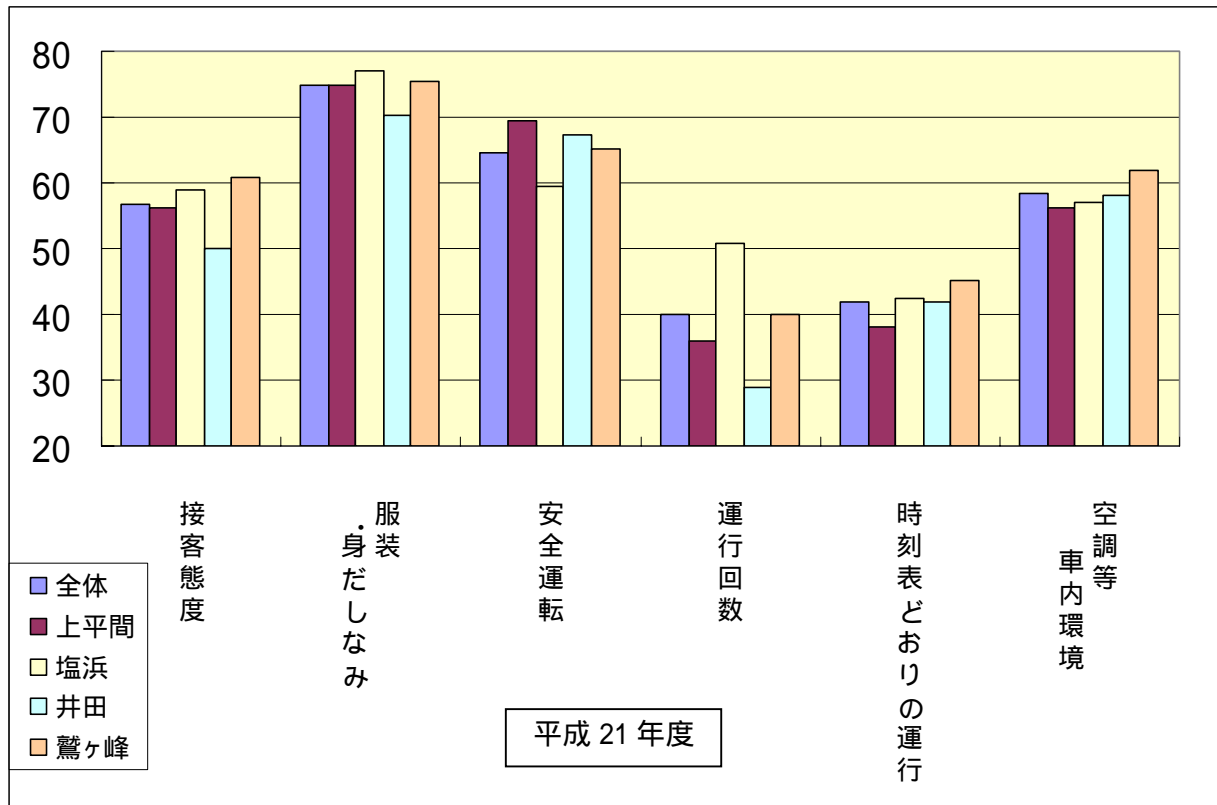
年度	区分	上平間 (内委託分)	塩浜	井田	鷲ヶ峰	合計
平成17年度	総件数	20	20	15	24	79
	有責件数	14	10	3	16	43
平成18年度	総件数	24	20	6	21	71
	有責件数	14	12	3	16	45
平成19年度	総件数	22 (11)	15	21	27	85
	有責件数	15 (8)	9	13	20	57
平成20年度	総件数	19	15	8	21	63
	有責件数	12	7	5	13	37
平成21年度	総件数	17	21	15	22	75
	有責件数	11	14	8	10	43

(注) 平成19年度上平間は半分委託

平成20年度上平間は完全委託

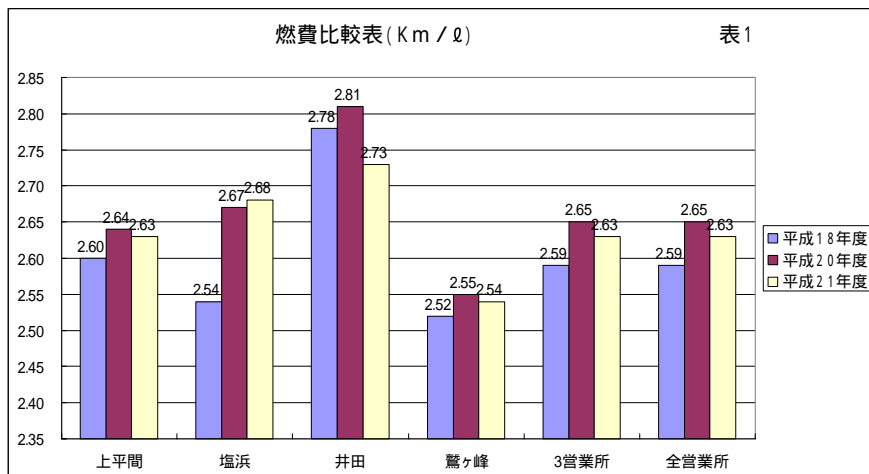
3 お客様アンケート調査結果（平成21、20年度の比較）

（1）項目別の満足度について（満足+やや満足）



4 軽油の燃費比較

(1) 平成 18、20、21 年度の燃費比較



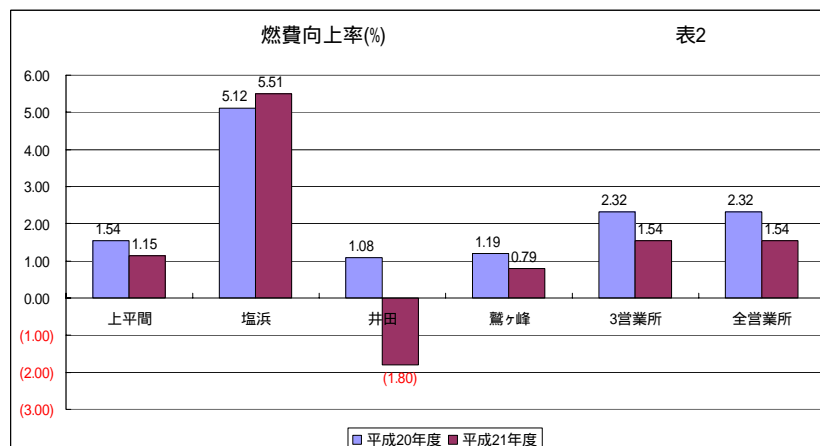
上平間営業所では、平成 18 年度との比較で、平成 20 年度に 0.04Km/l 向上しましたが、21 年度は 0.03Km/l の向上でした。

他の 3 営業所では、平成 18 年度との比較で、平成 20 年度に 0.06Km/l 向上しましたが、21 年度は 0.04Km/l の向上でした。

営業所ごとの燃費は、路線の道路状況（起伏の有無） 運行状況（渋滞等の有無） 気象状況（降雪等） 配置している車種（中型車の燃費は約 30%良くなっています。）等の条件により変わりますので、燃費の数字だけでは比較できません。

このことから、各営業所の燃費向上率比較表（表 2）を作成しました。

(2) 平成 18 年度を基準とした 20、21 年度との燃費向上率比較



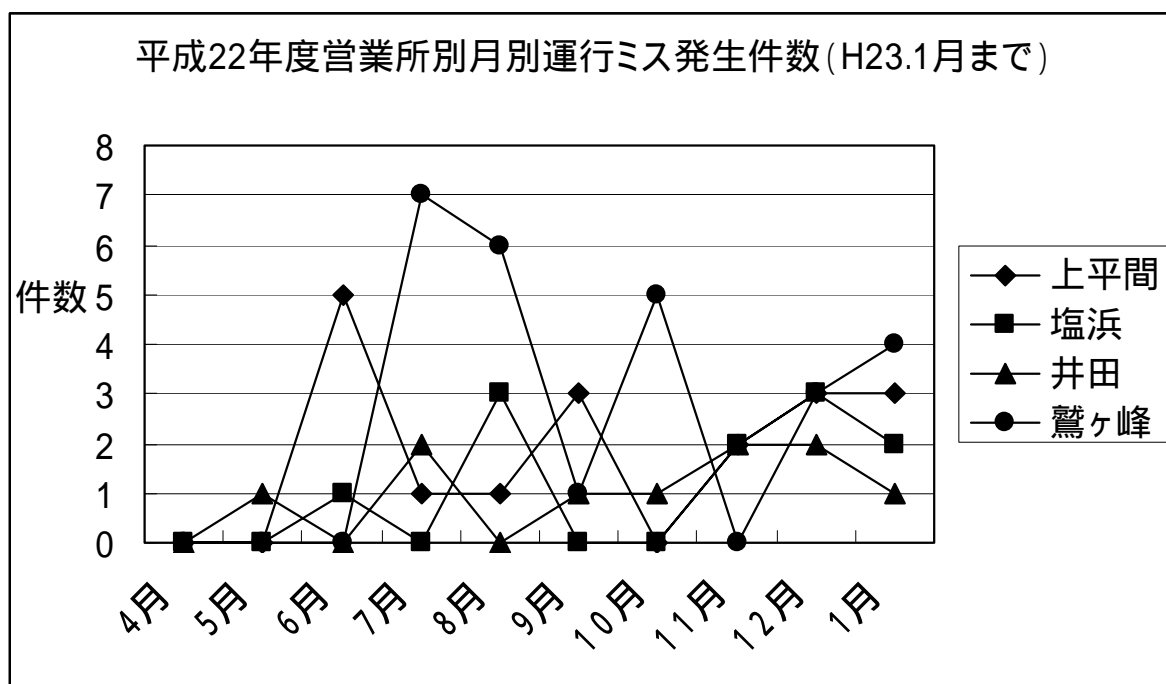
上平間営業所では、平成 18 年度との比較で、平成 20 年度に 1.54%向上しましたが、21 年度は 1.15%の向上でした。

他の 3 営業所では、平成 18 年度との比較で、平成 20 年度に 2.32%向上しましたが、21 年度は 1.54%の向上でした。

井田営業所の平成 21 年度の燃費向上率が低下したのは、燃費の良い中型車の保有台数が半減した影響が大きいものと考えます。

塩浜営業所の燃費が向上しているのは、乗務員のエコドライブ運転の意識が浸透したためと、運行している路線にほとんど起伏が無いことから、エコドライブ運転の効果が表れたものと考えます。

5 運行ミスの発生状況



平成22年度営業所別月別運行ミス発生件数(H23.1月まで)

月	上平間	塩浜	井田	鷲ヶ峰	計
4月	0	0	0	0	0
5月	0	0	1	0	1
6月	5	1	0	0	6
7月	1	0	2	7	10
8月	1	3	0	6	10
9月	3	0	1	1	5
10月	0	0	1	5	6
11月	2	2	2	0	6
12月	3	3	2	3	11
1月	3	2	1	4	10
計	18	11	10	26	65

6 第1回川崎市バス運転技能コンクール実施結果

安全、正確、快適な輸送を確保し、お客様に信頼され、市民に愛される市バスを目指して、運転技術や接客能力のさらなる向上を図るとともに、市バス運転手としての使命感やプロ意識の醸成を目的として、運転技能コンクールを開催いたしました。

1 実施概要

- (1) 日時 平成23年1月23日(日) 9時45分から16時30分まで
(2) 場所 川崎市宮前区水沢1-1-1
中央卸売市場北部市場 駐車場内特設コース 及び 周辺公道
(3) 参加者 4営業所から選出された3名ずつ計12名の運転手
(4) 審査員 公募による市民審査員5人(一般道競技を審査)
交通局職員審査員(技術的競技を審査)

2 競技内容

- (1) 日常点検
(2) 車いすのお客様対応
(3) S字・クランク走行
(4) 縦列駐車
(5) 一般道競技
・適切な車内アナウンス
・発進、走行、変速技術、停車などの省エネ運転
・ベビーカーのお客様への対応
・車内トラブル等への対応

「日常点検」



「車椅子のお客様対応」



3 成績(表彰)

- (1) 個人賞
最優秀選手 塩浜営業所 乗務員
第2位 井田営業所 乗務員
第3位 鷲ヶ峰営業所 乗務員
(2) 団体賞
優勝 上平間営業所
準優勝 鷲ヶ峰営業所

「S字・クランク走行」

